

特定非営利活動法人 千代田会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 千代田会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 975 番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者及びその家族等、援助を必要とする不特定多数の人々に心と体のケアを軸に、住民参加と触れ合いの精神を基に、地域に根ざした介護サービスを提供するとともに、国際交流の推進を図り、全ての人々が心健やかに暮らせるような、地域社会づくりを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (3) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (4) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (5) 介護保険法に基づく第一号訪問事業及び第一号通所事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- (6) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (7) 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置及び運営
- (8) 介護・福祉用具及び医療用品の販売、レンタル並びに贈与に関する事業
- (9) 国際交流の推進及び外国人介護人材の支援に関する事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な附帯事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体が総会の議決権を有する者

- (2) 利用会員 この法人の行う事業を利用する事を主とした目的として加入する個人又は団体の会員で、所定の申込用紙で加入を申し込み定められた会費等を納入した者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において会員のうちより選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者がかけたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第51条及び第53条の適用については、総会に出席にしたものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときには、その日から起算して10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席にしたものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄

をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続き開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散(合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。又は群馬県邑楽郡千代田町に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

別表

役職名	氏 名	備 考
理事	小寺 富人	理事長
理事	須永 誠一	副理事長
理事	森田 榮	
理事	関口 福一	
監事	森 富夫	

附 則

平成 15 年 6 月 19 日 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 13 条関係の一部変更
(目的、特定非営利活動の種類、事業、役員定数)

附 則

平成 17 年 6 月 29 日 第 5 条、第 43 条、第 46 条関係の一部変更
(事業、資産の区分、会計の区分等)

附 則

平成 26 年 7 月 4 日

第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 23 条、第 25 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条、
第 35 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、
第 47 条、第 48 条、第 51 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条関係の一部変更

(特定非営利活動の種類、事業、会員の資格喪失、総会及び理事会の機能、総会及び理事会の招集、社員の表決権等、総会及び理事会の議事録、理事の表決権等、資産の構成、事業計画及び予算、暫定予算、事業報告及び決算、定款の変更、解散、解散残余財産の処分)

附 則

令和 2 年 12 月 8 日

第 6 条、第 7 条、第 15 条、第 16 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、
第 29 条、第 33 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 49 条、第 53 条、第 54 条関係の一部変更
(種別、入会、職務、任期、構成、権能、開催、議長、定足数、議決、社員の表決権等、理事会

の開催、理事会の議決、理事の表決権等、理事会の議事録、事業報告及び決算、解散、残余財産の処分)

附 則

令和8年4月 日

第5条、第28条、第30条、第39条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、附則関係の一部変更（事業、議決、議事録、予算費および使用の削除、定款の変更、公告の方法）

上記は原本と相違ありません

特定非営利活動法人 千代田会
理事 関口慶輔

令和8年 事業計画書

1 事業実施の成果目標

居宅事業はケアマネジャー3名体制を基盤とし、特定事業所加算の取得と安定運営を目指します。医療機関や行政、地域事業所との連携を強化し、新規利用者の確保と相談支援の充実に取り組みます。また、特定事業所集中減算（80%ルール）に配慮し公平なサービス調整を行い、書類管理やケアプランの質向上を図りながら、地域に信頼される居宅介護支援事業所を目指します。

通所介護事業は、新しい介護ソフトを導入しICFの視点に基づいた支援を推進します。また、業務報告や評価制度と連動したアプリを開発・運用し、業務効率化とサービスの質向上を図ります。リハビリ対応の短時間利用者の増加を目指し、楽しさと満足感のあるリハビリ内容を再検討します。お客様の状態を深く把握し、レクリエーションや集団体操の質向上、福祉用具の活用による環境改善にも取り組みます。さらに小チーム活動やキャプテン制を活性化し、効率的な業務動線を整備します。季節行事や体操を通じADL維持を支援するとともに、研修参加や挨拶・清掃の徹底による環境美化にも努めます。

住宅型有料老人ホームでは、年間を通して感染予防対策を徹底し、新型コロナやインフルエンザなど感染症への対応力を強化します。入居者の健康状態の変化を早期に把握し、医療機関や関係事業所と連携しながら迅速な対応を行います。日々の見守り体制を充実させ、安全で安心できる生活環境の維持と、入居者一人ひとりに寄り添った支援の提供に努めます。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	前年度比
居宅介護支援事業	ケアプラン作成 介護保険利用の為の相談 各市町村の訪問調査	月曜から 金曜	千代田町	3人	延べ 650 人	103%
通所介護事業	デイサービス	月曜から 土曜	千代田町	15人	延べ 11,100 人	115%
有料老人ホーム	住宅型老人ホーム	月曜から 日曜	太田市 大泉町	23人	延べ 11,400 人	115%

特定非営利活動に係る事業予定

令和9年 事業計画書

1 事業実施の成果目標

居宅介護支援事業においては、ケアマネジャー3名体制の安定運営を継続し、特定事業所加算の維持およびサービスの質のさらなる向上を図ります。医療機関、行政、地域事業所との連携を一層強化し、新規利用者の確保と相談支援体制の充実に努めます。

また、特定事業所集中減算（80%ルール）に配慮し、公平かつ適正なサービス提供を継続するとともに、書類管理およびケアプランの精度向上を図ります。地域に信頼される居宅介護支援事業所としての体制強化を目指します。

通所介護事業においては、新たに導入した介護ソフトを活用して業務報告や評価制度と連動したアプリの運用を強化し、業務効率化とサービスの高度化を推進します。

リハビリ対応の短時間利用者のさらなる増加を目指し、利用者の状態把握を深め、レクリエーションや集団体操の質向上、福祉用具の活用による生活環境の改善を推進します。

さらに、季節行事や機能訓練を通じてADL維持・向上を支援するとともに、研修参加や挨拶・清掃の徹底により、快適で信頼される環境づくりに努めます。

住宅型有料老人ホームにおいては、年間を通じた感染予防対策を継続し、インフルエンザ等の感染症への対応力のさらなる強化を図ります。入居者の健康状態の変化を早期に把握し、医療機関や関係事業所との連携を一層強化することで、迅速かつ適切な対応体制の充実に努めます。また、安全で安心できる生活環境の維持・向上を図るとともに、入居者一人ひとりの状態に寄り添った支援の充実に推進し、信頼される施設運営を目指します。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	前年度比
居宅介護支援事業	ケアプラン作成 介護保険利用の為の相談 各市町村の訪問調査	月曜から 金曜	千代田町	3人	延べ 670 人	103%
通所介護事業	デイサービス	月曜から 土曜	千代田町	15人	延べ 11,650 人	105%
有料老人ホーム	住宅型老人ホーム	月曜から 日曜	太田市 大泉町	23人	延べ 11,900 人	104%

特定非営利活動に係る事業予定

令和 8 年度 活動予算書
令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人 千代田会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	310,000	
入会金	0	310,000
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益		
介護事業収益		
通所介護事業	118,000,000	
居宅介護支援事業	7,000,000	
有料老人ホーム事業	25,000,000	
その他介護事業	1,000,000	151,000,000
5. その他収益		
受取利息	5,000	
助成金収入	900,000	905,000
経常収益計		152,215,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	90,000,000	
法定福利費	8,900,000	
福利厚生費	3,000,000	
人件費計	101,900,000	
(2) その他経費		
水道光熱費	5,300,000	
車両関連費	2,000,000	
消耗品費	4,822,000	
減価償却費	3,550,000	
食糧費	6,700,000	
修繕費	1,500,000	
保険料	1,011,000	
業務委託費	110,000	
地代家賃	4,200,000	
清掃衛生費	1,534,000	
管理諸費	1,900,000	
租税公課	1,750,000	
支払利息	128,000	
その他経費計	4,700,000	
事業費計		141,105,000
2. 管理費		
その他経費計	0	0
管理費計		0
経常費用計		141,105,000
当期経常増減額		11,110,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		11,110,000
法人税、住民税及び事業税		71,400
当期正味財産増減額		11,038,600
前期繰越正味財産額		-5,365,248
次期繰越正味財産額		5,673,352

※ その他の事業を実施していません。

令和 9 年度 活動予算書
令和 9 年1月1日から令和 9 年12月31日まで

特定非営利活動法人 千代田会
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	330,000	
入会金	0	330,000
2. 受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等	0	0
4. 事業収益		
介護事業収益		
通所介護事業	123,900,000	
居宅介護支援事業	7,210,000	
有料老人ホーム事業	26,000,000	
その他介護事業	1,000,000	158,110,000
5. その他収益		
受取利息	5,000	
助成金収入	900,000	905,000
経常収益計		159,345,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	101,700,000	
法定福利費	10,057,000	
福利厚生費	3,390,000	
人件費計	115,147,000	
(2) その他経費		
水道光熱費	5,300,000	
車両関連費	2,000,000	
消耗品費	4,822,000	
減価償却費	3,550,000	
食糧費	6,700,000	
修繕費	1,500,000	
保険料	1,011,000	
業務委託費	110,000	
地代家賃	4,200,000	
清掃衛生費	1,534,000	
管理諸費	1,900,000	
租税公課	1,750,000	
支払利息	128,000	
その他経費計	4,700,000	
事業費計		154,352,000
2. 管理費		
その他経費計	0	0
管理費計		0
経常費用計		154,352,000
当期経常増減額		4,993,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産除却損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		4,993,000
法人税、住民税及び事業税		71,400
当期正味財産増減額		4,921,600
前期繰越正味財産額		5,673,352
次期繰越正味財産額		10,594,952

※ その他の事業を実施していません。